

## 第 193 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 5 年 6 月 13 日 (火)

時間 午前 14 時～

場所 杉妻会館 4 階 牡丹の間

(司会)

それでは、定刻となりましたので、只今より、第 193 回福島県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、福島県都市計画課の清野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、皆様にお配りしております資料の御確認をお願いいたします。次第、議案書、資料 1「議案第 2040 号から 2042 号」、資料 2「議案第 2043 号と 2044 号」、資料 3「議案第 2045 号」、資料 4「議案第 2046 号」、別紙 1「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」、別紙 2、最後に 3 区域の「新旧対照表」になっております。別紙 1、別紙 2、及び 3 区域の「新旧対照表」につきましては、委員の方のみ配布しておりますので御了承ください。資料はよろしいでしょうか。

なお、本日の審議会は、一部の委員におかれまして、リモート形式により御出席いただいております。

それでは、開催にあたりまして、土木部都市担当次長大竹和彦より御挨拶申し上げます。

(大竹都市担当次長(代理：玉川都市計画課長))

本日、土木部都市担当次長が所用により出席できなくなりましたので、都市計画課長の玉川が、都市担当次長の挨拶を代読させていただきます。

第 193 回福島県都市計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より県政の進展並びに都市計画行政の推進に、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、東日本大震災から 12 年が経過しましたが、近年、令和元年東日本台風や、福島県沖地震など、大規模自然災害が激甚化・頻発化しており、安全で安心

な暮らしの確保や、人口減少、コロナ禍などの課題、また、SDGs などにも対応するため、県土木部では、昨年度から「福島県総合計画」の部門別計画である「福島県土木・建築総合計画」に基づき、県土づくりを進めております。本計画の基本目標である「安全・安心、豊かさを次世代につなぐ県土づくり」に基づき、30年後のありたい姿の実現に向け、復興・創生や防災・減災まちづくりなど、社会基盤の整備にしっかりと取り組んでまいります。

本日の審議会では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の変更、「区域区分」の変更及び「特殊建築物の敷地の位置」について、計7件の御審議をお願いしております。

委員の皆様には、それぞれの御専門の立場から、忌憚の無い御意見を賜り、御審議いただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次に、議案書の13ページを御覧ください。審議会の名簿となっております。

審議会の開会に先立ちまして、新たに就任されました2名の委員を御紹介申し上げます。議席番号14番、医療福祉部門で鎌田真理子委員です。

本日はリモートでの参加となっております。鎌田委員よろしく申し上げます。

(14番 鎌田委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

続きまして、議席番号12番、市町村議会議長部門です。本日は欠席でございますが、古川文雄委員が就任されたことを御報告いたします。

議事に先立ちまして、会長の選出について御説明させていただきます。会長に就任いただいていた初澤委員が任期満了となり、改選となったことから、現在は会長不在の状況となっており、本審議会において新たに会長を選出することとなります。福島県都市計画審議会条例第四条第一項の規定により、「会長は学識経験のある者のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっておりますことから、学識経験のある委員以外の方に、仮議長として会長の選出まで、暫時進行をお願いしたいと思います。

それでは、仮議長の選出ですが、いかがいたしましょうか。

(意見なし)

(司会)

意見が無いようですので、それでは事務局、お願いします。

(事務局)

県都市計画課の櫻澤と申します。事務局案といたしましては、本日は代理出席ではございますが、4番の品川委員にお願いしたいと考えております。

(司会)

只今、事務局より品川委員との意見がありましたが、品川委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(4番 品川委員 (代理：鈴木))

はい、わかりました。

(司会)

それでは、議長席まで御移動をお願いいたします。

それでは、進行よろしくをお願いいたします。

(仮議長)

只今、仮議長に選出されました、品川市長の代理として出席しております郡山市都市構想部次長兼開発建築指導課長の鈴木と申します。着座にて進行させていただきます。皆様方におかれましては、円滑な議事進行について御協力の程よろしくをお願いいたします。まず、はじめに、出席委員数を御報告いたします。全委員19名のうち、出席委員は、15名で、うち代理出席者は、6名でございます。

福島県都市計画審議会条例第七条第二項に定める定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたします。それでは、只今から会長の選出を行います。学識経験のある委員に該当する方々は、議案書の13ページの部門名に「学識」と記載のある9名でございます。そのうち、本日出席されております15名の中で、会長への立候補もしくはどなたか御推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(19番 横田委員)

19番、横田です。前会長を務めていただいていた初澤委員に引き続きお願いできればと考えております。

(仮議長)

只今、初澤敏生委員との推薦がございましたが、委員の皆様、御意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、意見等が無いようですので、初澤敏生委員を会長とすることによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、御異議ないようですので、本審議会会長は 18 番、初澤委員に決定いたしました。皆様には円滑な進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、新会長が決定しましたので、仮議長を解任させていただきます。

(司会)

ありがとうございました。それでは、初澤会長、議長席へお願いいたします。

それでは、会長から一言御挨拶をお願いいたします。

(会長)

ただいま、会長に選任されました初澤でございます。大変重要な審議会の会長ということで身が引き締まる思いでございます。皆様の御協力を得まして進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。次に、会長職務代理者を定めたいと思っております。福島県都市計画審議会条例第四条第三項に基づき、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。

つきましては、初澤会長より御指名をお願いいたします。

(会長)

それでは、本日は欠席となっておりますが、前年に引き続き議席番号 1 番、川崎委員をお願いしたいと考えております。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際に、まず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

まず、はじめに、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

御異議ないようですので、御指名申し上げます。7番の山口委員、17番の宮本委員のお二方をお願いいたします。

次に、議案書の目次をお開き願います。本日は、報告事項1件、議案7件を予定しております。

それでは、次第の3番、報告事項へ移ります。議案書の1ページをお開き願います。第192回福島県都市計画審議会に付議された案件に関しまして、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

着座にて御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。令和4年9月13日に開催いたしました、第192回都市計画審議会に付議された案件につきまして御報告申し上げます。

「議案第2037号、県中都市計画道路の変更について」ですが、こちらは、郡山市内の都市計画道路 内環状線の形状の変更でございました。令和4年9月30日に県報告示し、都市計画決定となりました。

「議案2038号 双葉都市計画公園、及び2039号 浪江都市計画公園」の変更につきましては、いずれも両町に跨がる復興祈念公園の区域の変更でございました。令和4年9月30日に県報告示し、都市計画決定となりました。

報告は以上でございます。

(会長)

ただいまの報告に関して、御質問等ございますでしょうか。

(異議なし)

(会長)

それでは、次第の4番、議事に移ります。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました7件です。議案第2040号「県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第2041号「県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第2042号「会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第2043号「県北都市計画区域区分の変更について」、議案第2044号「会津都市計画区域区分の変更について」、議案第2045号「特殊建築物の敷地の位置について（南相馬市）」、議案第2046号「特殊建築物の敷地の位置について（大熊町）」です。以上の7件でございます。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。関連する議案はまとめて説明した後に、質疑応答を行います。議案第2040号、2041号、2042号の3議案につきまして、事務局より説明願います。

(事務局)

議案書の御説明に入る前に、お手元にお配りしております資料1、並びにスクリーンにより御説明いたします。資料としては、別紙1の県北、県中、会津都市計画区域マスタープランの「本編」の冊子も使用させていただきますので、まずは、県北の方を御用意ください。

それでは、スライドにて御説明させていただきます。スライドを御覧ください。

はじめに、議案第2040号から第2042号について御説明いたします。

スライドの2ページです。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、いわゆる「区域マスタープラン」と呼ばれるもので、都市計画法第6条第2項に規定されております。これは、市町村を越える広域的な見地から、基本的な方針を定めるものであり、県が決定します。この区域マスタープランは、①都市計画の目標、②区域区分、③土地利用や、主要な都市計画の決定の方針を定めるものです。今回は、県北、県中、会津の都市計画区域の見直しを行います。

なお、プランの目標年次は、概ね20年後の令和22年度（2040年度）です。

スライドの3ページです。現在の都市計画区域マスタープランは、平成26

年5月に見直したものです。今回の見直しでは、都市と田園地域等の共生を基本理念に、これまでの状況を十分に考慮し、大震災や原子力災害を踏まえた、安心して生活できる“ふくしまらしい”まちづくりに引き続き取り組むとともに、SDGsの理念を受け、強くしなやかな県土づくりを進めようとするものです。スライドの4ページです。これまでの都市計画審議会等での検討、報告状況について御説明いたします。令和元年11月から様々な御意見をいただき、プラン作成を進めてまいりました。青色は、都市政策推進専門小委員会、緑色は、都市計画審議会を表しており、計4回の検討を経ている状況です。

スライドの5ページです。次に、今回の見直しにおける視点について御説明いたします。県北、県中、会津の、3つの地域共通で、現在の社会情勢や災害を踏まえた7つの視点から、見直しを行っております。防災・減災に資する都市構造の構築とコンパクトで持続可能なまちづくり、空き家・空地の都市のスポンジ化への対応、人口減少の進行を踏まえ、地域を持続するための地域コミュニティの維持、居心地が良く歩きたくなる都市空間の整備等、国土強靱化に向けた災害に強い都市施設整備に加えて、災害に対して強さとしなやかさを備えた社会システムの構築、都市型水害対策や都市の快適性向上等に資するグリーンインフラの創出、交流人口の拡大に向けた地域の自然・歴史・観光資源の保全・活用等を定め、見直しの視点としております。

スライドの6ページです。このスライドから、各区域の御説明になります。県北都市計画区域マスタープランの内容を御説明いたします。①都市計画の目標についてでございます。赤字は、近年の社会情勢や、福島県総合計画等との整合を図ったところです。県北区域の都市づくりの理念としては、「活力にあふれ、豊かな自然環境と共生する、学術・文化都市」を基本理念に、スライド右下に記載の①～⑦の7つの基本方針を掲げております。

スライドの7ページです。県北都市計画区域マスタープランの特徴的な箇所について御説明いたします。こちらのスライドは、別途お配りしております「別紙1」県北区域マスタープランの「本編」の冊子、こちらも併せて御覧ください。その「本編」の17ページ29行目を御覧ください。スライドにあります見直しの視点①に対応する記載としましては、「福島駅東口の商業業務地区については、低未利用地の活用等により、多様な高次都市機能の誘導を促進し、周辺部を支える拠点性の高い駅前地区としてふさわしい土地の高度利用を図る」としております。スライドの見直しの視点⑤に対応する記載としましては、「本編」の19ページ6行目に、「伊達市及び桑折町の市町境周辺における一般国道4号の西側沿線地区については、東北中央自動車道（相馬福島道路）の伊達桑折インターチェンジのポテンシャルが最大限発揮できるよう流通業務地の配置に向けた検討を進める。なお、伊達市堂ノ内地区については、堂

ノ内地区計画が都市計画決定しており、当該地区計画に基づく地区施設の整備と土地利用が図られ、当該地区において進行する市街化の状況を踏まえ市街化区域への編入を検討する。」としております。さらに、「本編」15 ページ 30 行目に「福島おおぞらインター工業団地等の適切な整備を図る。」としております。

スライドの 8 ページです。県北都市計画区域の「将来都市構造図」になります。オレンジ部分が都市的土地利用の区域であり、緑色が山地、白が集落や田園を表しています。大きな赤色の円が、圏域拠点である中心市街地を表しております。そこから北東に位置する保原駅周辺が地域拠点、黄色の丸が伊達駅等の周辺の生活拠点を表しています。これらの各拠点を結ぶネットワークにより、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指す都市構造を描いております。

スライドの 9 ページです。②区域区分の有無について御説明いたします。

「本編」は、13 ページになります。引き続き、無秩序な市街化の防止、及び恵まれた自然資源の保全など、総合的かつ計画的な市街化の誘導を図るため、区域区分を定めることといたします。なお、区域における将来人口及び市街化区域の規模については、令和 12 年を目標年度とし、区域人口を約 25 万人、区域面積を約 6,262ha としております。

スライドの 10 ページです。③主要な都市計画の決定方針を御説明いたします。図に示すとおり、赤色が商業系市街地、黄色が住居系市街地、青色が工業系市街地を表しています。それぞれ各拠点に、主要用途の配置を促し、適切な土地利用及び利便性を図ることとしています。「本編」には、スライドに赤丸で 4 点表示しておりますとおり、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針が記載されております。県北の区域マスタープランについては以上となります。

次に、県中区域について御説明いたします。スライドの 11 ページです。県中都市計画区域マスタープランの内容を御説明いたします。県北と同様、近年の社会情勢や、福島県総合計画等との整合を図りながら作成しております。スライドに記載のとおり、県中区域の都市づくりの理念としましては、「水と緑に囲まれた豊かな生活と多様な交流の活力あるまちづくり」を基本理念に、スライド右下記載の①～⑦の 7 つの基本方針を掲げております。

スライドの 12 ページです。県中都市計画区域マスタープランの特徴的な箇所について御説明いたします。こちらのスライドは、別途お配りしております「別紙 1」県中区域マスタープランの「本編」の冊子、こちらも併せて御覧ください。スライドの見直しの視点⑤に対応する記載としましては、「別紙 1」

県中区域マスタープランの「本編」の15ページ 最下段 40行目を御覧ください。「広域的な連携・交流を支える郡山・郡山南の各インターチェンジ周辺等には、流通業務地を配置する。」としております。また、「本編」の16ページ2行目に、「郡山南・郡山中央スマートインターチェンジ周辺は、工場、研究開発施設、物流施設等の誘導を検討する。」としております。スライドの見直しの視点⑧に対応する記載としましては、「本編」19ページ13行目に、「郡山市富田町及び富久山町に位置する旧県農業試験場跡地周辺については、ふくしま医療機器開発支援センターを核とした医療機器関連産業分野の新たな産業の集積拠点の形成」としております。

スライドの13ページです。県中都市計画区域の「将来都市構造図」になります。オレンジ部分が都市的土地利用の区域であり、緑色が山地、白が集落や田園を表しています。都市構造ですが、大きな赤色の円が圏域拠点である郡山市中心市街地を表しております。そこから南に位置する須賀川駅周辺を地域拠点、黄色の丸が鏡石駅前の生活拠点を表しています。これら各拠点を鉄道や道路などで有機的に結ぶネットワークにより、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指す都市構造を描いております。

スライドの14ページです。②区域区分決定の有無について御説明いたします。「本編」は、13ページになります。引き続き、無秩序な市街化の防止及び恵まれた自然資源の保全など、総合的かつ計画的な市街化を図るため、区域区分を定めることといたします。なお、区域における将来人口及び市街化区域の規模については、令和12年を目標年度とし、区域人口を約31万3千人、区域面積を約8,749haとしております。

スライドの15ページです。③主要な都市計画の決定方針を御説明いたします。図に示すとおり、赤色が商業系市街地、黄色が住居系市街地、青色が工業系市街地を表しています。それぞれ各拠点に、主要用途の配置を促し、適切な土地利用及び利便性を図ることとしています。土地利用等の各都市計画の決定方針につきましては、県北と同様になります。県中の区域マスタープランについては以上となります。

次に会津地域について御説明いたします。スライドの16ページです。会津都市計画区域マスタープランの内容を御説明いたします。県北・県中と同様、近年の社会情勢や、福島県総合計画等との整合を図りながら作成しております。スライドにも記載のとおり、会津区域の都市づくりの理念としては、「自然と高度先端技術が調和した、活力ある歴史文化のまちづくり」を基本理念に、スライド右下に記載の①～⑦の7つの基本方針を掲げております。

スライドの17ページです。今回の会津都市計画区域マスタープランの特徴的な箇所について御説明いたします。こちらのスライドは、別途お配りしてお

ります「別紙1」会津区域マスタープランの「本編」の冊子も併せて御覧ください。スライドにあります見直しの視点②に対応する記載としましては、「別紙1」、会津区域マスタープランの「本編」の12ページ36行目に、「会津若松市の中心部は、会津広域都市圏を中心としたスマートシティの取組を始めとして、文化・医療福祉・商業等多様な都市機能の充実と集約、及び公共交通ネットワークの充実により、周辺部の生活を支える都市拠点としての機能や快適性をより高めることで魅力の向上とにぎわいの創出を図る。」としております。スライドの見直しの視点⑥に対応する記載としては、「本編」の23ページ14行目に、「磐越自動車道の整備を図るとともに、会津縦貫道の北と南の一体性を強化するための会津縦貫北道路の早期整備」と記載しております。

スライドの18ページです。会津都市計画区域の「将来都市構造図」になります。オレンジ部分が都市的土地利用の区域であり、緑色が山地、白が集落や田園を表しています。都市構造ですが、大きな赤色の円が圏域拠点である会津若松市中心市街地を表しています。その周辺の黄色の丸が広田駅周辺、本郷などの生活拠点を表しています。これら各拠点を鉄道や道路などで有機的に結ぶ拠点とのネットワークにより、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指す都市構造を描いております。

スライドの19ページです。②区域区分の有無について御説明いたします。

「本編」は、16ページになります。引き続き、無秩序な市街化の防止及び恵まれた自然資源の保全など、総合的かつ計画的な市街化の誘導を図るため、区域区分を定めることといたします。なお、区域における将来人口及び市街化区域の規模については、令和12年を目標年度とし、区域人口を約7万8千人、区域面積を約2,674haとしております。

スライドの20ページです。③主要な都市計画の決定方針を御説明いたします。図に示すとおり、赤色が商業系市街地、黄色が住居系市街地、青色が工業系市街地を表しています。それぞれ各拠点に、主要用途の配置を促し、適切な土地利用及び利便性を図ることとしております。土地利用等の各都市計画の決定方針につきましては、県北、県中と同様になります。会津の区域マスタープランについては以上となります。各区域マスタープランの御説明は以上となります。

スライドの21ページです。最後に、法定縦覧の結果について御報告いたします。都市計画法第17条第1項の規定により、令和5年5月26日から6月9日までの2週間、縦覧に供しました。

その結果、縦覧者が4名ございましたが、意見はございませんでした。区域マスタープランに関する御説明は以上でございます。

議案書の3ページを御覧ください。議案第2040号「県北都市計画区域の整

備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。別紙「県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり。理由につきましては、東日本大震災及び原子力災害を踏まえた安心して生活できる“ふくしまらしい”まちづくりに引き続き取り組むとともに、気候変動に起因した大規模な自然災害の激甚化や、新型コロナウイルス感染症拡大及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念等を受け、都市の現況や社会経済情勢が大きく変化したこと等を踏まえ、県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を行うものであります。参考としまして、1番の公聴会開催状況につきましては、令和3年8月3日に開催し、公述はございませんでした。2番の都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況につきましては、縦覧期間は、本年5月26日から6月9日で、意見書の提出はございませんでした。3番の市町村の意見につきましては、関係市町村からの意見はございませんでした。

続きまして、議案書の4ページを御覧ください。「議案第2041号県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。以下、参考までは県北区域と同様でございます。

参考としまして、1番の公聴会開催状況につきましては、令和3年8月10日に開催し、公述はございませんでした。2番の都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況につきましては、こちらも県北同様意見書の提出はございませんでした。3番の4市町村の意見につきましては、こちらも関係市町村からの意見はございませんでした。

続きまして、議案書の5ページを御覧ください。「議案第2042号会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。別紙「会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり。理由につきましては、県北、県中区域と同様でございます。参考としまして、1番の公聴会開催状況につきましては、令和3年8月5日に開催し、公述はございませんでした。2番の都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況につきましては、こちらも意見書の提出はございませんでした。3番、関係市町村からの意見はございませんでした。関連する3議案につきましてはの御説明は以上でございます。御審議をどうぞよろしく願います。

(会長)

只今の説明に関し、御質問、御意見はございますか。挙手にてお願いいたします。宮本委員、願います。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。県北の区域マスタープラン「本編」の19ページ、伊達市及び桑折町境の国道4号沿線の堂ノ内地区の位置づけの問題についてです。これまでの区域マスタープランでは、この地域は流通業務地域として整備を図るという方針でした。今回見直しが行われる区域マスタープランについても、「流通業務地の配置に向けて検討を進める」という記載があります。また、伊達市の堂ノ内地区については、堂ノ内地区の地区計画が既に始まっている状況です。これは実態としては既に地区計画によって、土地利用の変更が行われているということがあり、業務地の整備を図るとの記載もありますが、実態としてはそうではない事態が進んでいるというように私は理解をしております。この新しい区域マスに、どちらの記載も併記するということの意味合いと可能性についてお聞かせください。

(会長)

はい。では事務局お願いします。

(事務局)

はい。お答えいたします。まず、従前からの流通業務地の記載や位置づけはございます。今回は、そのうちの伊達市堂ノ内地区について、現在の状況などから、市街化区域の編入を検討するエリアに位置づけをしたということでございまして、伊達桑折インター周辺全てが堂ノ内地区ではございませんので、引き続き、堂ノ内地区以外のエリアの部分については、流通業務地の配置、こちらは残していくこととしております。

(会長)

はい。宮本委員お願いします。

(17番 宮本委員)

そうしますと、堂ノ内地区以外については流通機能を引き続き検討していくということですね。この区域マスの方針の中では、堂ノ内地区については既に商業施設の配置に向けた整備が始まっていますので、今後、市街化区域の編入を検討するという表現になっております。この堂ノ内地区の大型商業施設の配置については、かなり地域の住民から伊達市の土地利用の在り方、それから、本当にこの商業施設の配置がこれでいいのか、福島県の商業まちづくり条例や方針に照らして、合致するののかというあたりが、実は、かなりこの間いろんな

議論があったところでした。

まだまだ私は住民の十分な理解が、実は得られていない、図られていない。むしろ周辺の町などの中心部の商店は、既に廃業したというところがかかり出てきておまして、そこにさらに新たな商業施設ということになれば、この方針で、目指すべきまちづくりの方向、安心して生活できる、暮らし続けられるまちを目指すというこのまちづくりの基本的な方針に照らして、果たしてこの目標を、そのとおり達成できるのだろうかという点で非常に大きな矛盾を生むことになる。既にそういう事態が起きてきていると私は理解しております。

そういう状況のもとで、このまま、この区域マスの中にこの時点で、市街化区域の編入を検討するというところまで、実態がそうだからということはありませんが、このまちづくりとの関係で、やっぱり私は矛盾を生むと考えます。

だから、ここについては、まだそこまで踏み込むのはいかがなものかという気がいたしますので、ここの部分については検討すべきだという意見を申し上げておきたいと思います。

(会長)

事務局は何か御意見ありますか。

(事務局)

はい。お答えいたします。堂ノ内地区につきましては、今、委員から御指摘がございましたが、当該地区周辺の市街地などとの連携・調和を図っていく、そういったものにしていくべきであるとも位置づけられており、そのようなことを念頭に、今後、様々な活動がなされていくものと考えておりますので、今回の記載で御理解をいただきたいと思っております。

(会長)

はい。では、他にいかがでしょうか。宮本委員お願いします。

(17番 宮本委員)

県北については、先ほど意見を述べたとおり、あの地域については、再検討すべきだということでもあります。

それから、会津については、スマートシティーを目指すということですね。これについては、スマートシティーとまちづくりとの関係で、都市計画上はどのような変更が見込まれるのか、お聞かせください。

(会長)

はい、では事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、お答えいたします。具体的な都市計画につきましては、今回の区域マスタープランをもとに、会津若松市をはじめとする構成の市町のマスタープラン、もしくは、個別具体の都市施設、各種計画や事業、そういったところに反映されていくものと考えておりますので、具体的な取組はこれからだと思っております。

(17番 宮本委員)

個別的にはこれからということですが、このスマートシティーとまちづくりの関係で、どのようなことが想定され、考えられるのか、参考までにお聞かせください。

(会長)

はい、お願いします。

(事務局)

はい。お答えいたします。従前のまちづくりに対し、いわゆるコンパクトシティー化の流れの中で、スマートシティーの取組は、住民サービスにも直結してくると思いますので、そういった部分で中心市街地の利便性が向上したり、まちづくりが豊かになったりということが想定されると思っております。

(会長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。では、議案2040号、2041号、2042号の3議案につきまして、ご審議いたしました。それにつきましては、いかがでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

(異議あり)

(17番 宮本委員)

はい。私は2040号については賛成しかねるという立場でございます。

(会長)

ありがとうございます。では先に、議案第2041号、第2042号につきましては、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。では第 2041 号と第 2042 号の 2 議案に関しましては、異議なしと認められましたので、原案のとおり同意することに決定いたします。

続きまして、異議が出ました議案第 2040 号議案に関しまして、多数決でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

では、多数決をもって決したいと思います。議長である私を除きまして、委員は 14 名が参加されております。第 2040 号の議案に関しまして賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成 12 名)

(会長)

鎌田委員は手を挙げておられませんね。

(14 番 鎌田委員)

はい、挙げておりません。少し検討させていただきたいと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成は 12 名。では反対の方。

(挙手 反対 1 名)

(会長)

はい。鎌田委員は、保留でよろしいですか。

(14 番 鎌田委員)

はい。

(会長)

では、どちらにも手を上げなかったので棄権という扱いになりますが、よろしいでしょうか。

(14番 鎌田委員)

はい。お願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございます。投票総数 13 票、賛成 12 票、反対 1 票ということで、本案は可決とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、次の議事の審議に入らせていただきます。議案第 2043 号、2044 号の 2 つの議案に関しまして、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、議案書の御説明に入る前に、お手元にお配りしております「資料 2」、並びにスクリーンにより御説明いたします。「別紙 2」につきましては、県北と会津の都市計画区域区分の計画図が、各地区 1 枚で 7 枚になっております。併せて御覧ください。

それではスライドを御覧ください。議案第 2043 号、2044 号について御説明いたします。スライドの 2 ページです。区域区分につきましては、都市計画法第 7 条第 1 項に、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる」と規定されております。図面は、県北都市計画区域の福島市中心部の都市計画図です。青の破線から内側が「都市計画区域」、色が塗られている部分が「市街化区域」、色が塗られていない部分が「市街化調整区域」となります。

スライドの 3 ページです。市街化区域と市街化調整区域について御説明いたします。市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」です。市街化調整区域は、「市街化を抑制すべき区域」であり、開発行為や建築行為等、市街化を助長するものは厳しく制限されております。

スライドの 4 ページです。県北都市計画区域の区域区分の変更について御説明いたします。図面は、県北都市計画区域の福島市北側の都市計画総括図です。今回の区域区分の変更は、福島市大笹生地区と、福島市岡島地区の 2 箇所となります。詳細は後ほど御説明いたします。

スライドの5ページです。同じく、県北都市計画区域の伊達市の総括図です。変更は、伊達市大泉道城場地区の1箇所です。

スライドの6ページです。同じく、県北都市計画区域の桑折町の総括図です。変更は、桑折町上郡地区の1箇所です。

スライドの7ページです。会津都市計画区域の区域区分の変更について御説明いたします。図面は、会津都市計画区域の会津若松市南側の総括図です。変更は、市街化調整区域への編入が3箇所ございます。本図は、そのうちの、会津若松市北青木地区を示しております。

スライドの8ページです。同じく、会津都市計画区域の会津若松市北側の総括図です。変更は、会津若松市東長原地区、会津若松市郷之原地区の2地区を示しております。

スライドの9ページです。県北都市計画区域の変更箇所の詳細について御説明いたします。表の上段の3箇所が、市街化調整区域から市街化区域に変更する箇所でございます。

①番は、福島市大笹生地区です。福島大笹生インターチェンジ周辺という立地を活かした、おおぞう工業団地の整備予定区域であり、工業系用途の予定地です。②番は、伊達市大泉道城場地区です。市街化調整区域における地区計画事業地であり、市街化が進んだため市街化区域へ編入します。③番は、市街化区域に接し、既に市街化された区域について、市街化区域へ編入します。

以上の3箇所について、合計面積で約38.8haを市街化区域へ変更いたします。

また、④番は、福島市岡島地区ですが、現在は山林で、市街地整備の見込みが無く、山林として維持する意向であることから、19.5haを市街化区域から市街化調整区域に変更するものでございます。

スライドの10ページです。各箇所について御説明いたします。別途配布いたしました「別紙2」の計画図も併せて御覧ください。

はじめに、①番の大笹生地区です。「別紙2」計画図は、1枚目 左上に計画図01大笹生と記載されている図面になります。着色が無い部分は、市街化調整区域でございます。今回編入する区域は、赤で着色した範囲です。

スライドの11ページです。航空写真と現況写真です。赤斜線の区域が市街化区域への編入区域です。本箇所は、大笹生地区の地域振興、活性化を図るため、工場及びそれに関連する研究開発施設、物流施設並びに地域振興に資する施設等を含めた「福島おおぞうインター工業団地」について、福島市が計画的に整備するものです。

スライドの 12 ページです。②番の伊達市大泉道城場地区についてです。「別紙 2」計画図は、2 枚目 左上に計画図 02 大泉道城場と記載されている図面になります。

スライドの 13 ページです。航空写真と現況写真です。赤斜線の区域が市街化区域への編入区域です。こちらについては、良好な住環境の維持と保全を図るため、平成 31 年 1 月に「大泉道城場地区計画」が都市計画決定され、地区計画の区域と隣接して、県立だて支援学校が今年度より開校し、令和 6 年 4 月には認定こども園が開園予定であるなど、新たな公共公益施設が立地している地域です。

スライドの 14 ページです。③番の桑折町上郡地区についてです。「別紙 2」計画図は、3 枚目 左上に計画図 03 上郡字楽と記載されている図面になります。

スライドの 15 ページです。左側は航空写真、右側は現況写真です。赤斜線の区域が市街化区域への編入区域です。こちらは国道 4 号と保原伊達崎桑折線の交差点部ですが、当該箇所は、線引き前の昭和 44 年から事業用建築物が存在し、市街地が形成されている区域であります。既成市街地との整合を図るため、地番界に沿って建物を含めた形で線引きを修正するものです。

スライドの 16 ページです。④番の福島市岡島地区です。「別紙 2」計画図は、4 枚目 左上に計画図 04 岡島と記載されている図面になります。

スライドの 17 ページです。航空写真となります。黄色の区域が、今回市街化調整区域へ編入する区域です。現在、市街化区域ですが、現況は山林であり、今後も市街化の見込みが無いことなどから、市街化調整区域に変更するものです。県北都市計画区域の各地区の詳細は以上となります。

スライドの 18 ページです。会津都市計画区域の変更箇所の詳細について御説明いたします。表の上段、市街化調整区域から市街化区域に変更する箇所は、ございません。下段は、市街化区域から市街化調整区域に変更する箇所です。合計で約 2.6ha となります。①番の会津若松市北青木地区は、現在、主に畑であり、今後も市街地整備の見込みが無く、市街化の見込みがない区域です。②番の会津若松市東長原地区は、今後も営農の継続が確実とみられ、市街化の見込みがない区域です。③番の会津若松市郷之原地区は、隣接する農地と一体的に利活用され、今後、計画的な市街地整備の見込みがなく、営農の継続が確実とみられる区域です。

スライドの 19 ページです。①番の北青木地区です。「別紙 2」計画図は、5 枚目 左上に計画図 01 北青木と記載されている図面になります。

スライドの 20 ページです。これは航空写真です。黄色が今回、市街化調整区域に編入する区域です。現在は市街化区域ですが、以前計画されていた県営

住宅の建築の見込みがなくなったことから、今後、計画的な市街地整備の見込みがなく、営農の継続が確実に認められるため、市街化調整区域に編入します。

スライドの 21 ページです。②番の東長原地区です。「別紙 2」計画図は、6 枚目 左上に計画図 02 東長原と記載されている図面になります。

スライドの 22 ページです。こちらは航空写真です。黄色は今回、市街化調整区域に編入する区域です。今後、計画的な市街地整備の見込みがなく、営農の継続が確実に認められるため、市街化調整区域に編入します。

スライドの 23 ページです。③番の郷之原地区です。「別紙 2」計画図は、7 枚目 左上に計画図 03 郷之原と記載されている図面になります。

スライドの 24 ページです。こちらは航空写真です。黄色が今回、市街化調整区域に編入する区域です。本地区についても、隣接する農地と一体的に活用されるとともに、今後、計画的な市街地整備の見込みがなく、営農の継続が確実に認められるため、市街化調整区域に編入します。各地区の詳細は以上となります。

スライドの 25 ページです。次に、法定縦覧の結果について御報告いたします。都市計画法第 17 条第 1 項の規定により、令和 5 年 5 月 26 日から 6 月 9 日までの 2 週間、縦覧に供しました。

その結果、縦覧者が 3 名ございましたが、意見はございませんでした。区域区分についての御説明は以上でございます。

続きまして、議案書の 6 ページを御覧ください。「議案第 2043 号県北都市計画区域区分の変更について」、県北都市計画区域区分を次のように変更する。市街化区域及び市街化調整区域の区分は計画図表示のとおりであり、理由につきましては、県北都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域を定めており、このたび、社会情勢の変化や土地利用の動向、基盤施設の整備状況等に合わせ、市街化区域と市街化調整区域の区域界を変更しようとするものです。市街化区域及び市街化調整区域の面積につきましては、表のとおりでございますが、市街化区域の面積が 19.3ha 増加、市街化調整区域の面積が 19.3ha 減少となり、表中の面積となります。

議案書の 7 ページを御覧ください。市街化区域への編入予定箇所につきましては、スライドで御説明いたしましたとおり、3 地区合計で 38.8ha となります。市街化区域から市街化調整区域への編入予定箇所につきましては、1 箇所 19.5ha となります。参考としまして、1 番の公聴会開催状況につきましては、開催日が令和 5 年 4 月 25 日で公述はございませんでした。2 番の都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況につきましては、縦覧期間は令和 5 年 5 月 26 日から令

和5年6月9日で、意見書の提出はございませんでした。3番の市町村の意見につきましては、関係市町の意見はございませんでした。

続きまして、議案書の8ページを御覧ください。「議案第2044号会津都市計画区域区分の変更について」、会津都市計画区域区分を次のように変更する。理由につきましては、県北と同様です。市街化区域及び市街化調整区域の面積につきましては、表のとおりでございますが、市街化区域の面積が2.6haの減少、市街化調整区域の面積が2.6haの増加となり、詳細につきましては表中のとおりとなります。

議案書の9ページを御覧ください。市街化区域への編入予定箇所につきましては、ございません。市街化区域から市街化調整区域への編入予定箇所につきましては、3箇所合計で2.6haとなります。

参考としまして、1番の公聴会開催状況につきましては、開催日が令和5年4月27日で公述はございませんでした。2番の都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況につきましては、縦覧期間は令和5年5月26日から令和5年6月9日で意見書の提出はございませんでした。3市町村の意見につきましては、関係市町の意見はございませんでした。関連する2議案につきましてはの御説明は以上でございます。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。議案第2043号、2044号について説明をいただきました。この2つの議案に関しまして、御意見、御質問等はございますか。あれば挙手をお願いします。宮本委員をお願いします。

(17番 宮本委員)

はい。17番の宮本です。今回、福島市の区域見直しの中では、大笹生地区の工業団地の整備に向けたところが大きいと思います。福島市のこの工業団地については、工場の進出がどれくらい来ていて、この面積で見直しをしたいということになっているのか、この土地の利用を希望する企業がどんな状況なのか、分かればお聞かせいただきたいというのが1点です。

それから区域区分の変更について縦覧があったということでした。これはどこの部分の縦覧か特定できるものなのか、分かればお聞かせください。

(会長)

はい。事務局お願いいたします。

(事務局)

はい。お答えいたします。工業団地自体は、誘致含めて福島市さんが実施されておりますが、その土地の進出企業の状況というところまでは、我々では存じ上げておりません。

2点目としまして、縦覧につきましては、今回、お諮りしているような詳細な図を縦覧に供しておりますので、箇所につきましては十分良く分かるような状況かと思っております。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい、横田委員お願いします。

(19番 横田委員)

19番の横田です。2点ほど教えていただきたいと思いますが、大笹生のところですが、今回、市街化区域には、高速道路も入っているのでしょうか。

また、会津若松の北青木は、県営住宅の奥の場所と思いますが、県営住宅自体も老朽化していると思います。先ほどの説明ですと、県営住宅を建てようと思ったのだけれども、ニーズがなく、それで建てなかった。今は畑があってその人が、この部分を耕作していくということで外すということかと思っておりますが、土地としては、整備をせずにそのままということでしょうか。

(会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

はい、お答えいたします。大笹生地区につきましては、高速道路は入っております。

北青木の県営住宅の件につきましては、今、老朽化という話がありましたが、新たに敷地を拡張して、棟数を増やすというような整備は予定がないと伺っております。現況は農地、山林でございます。

(19番 横田委員)

北青木に関しましては、当時のままで整備されてないのですね。

(事務局)

はい。

(19番 横田委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

(3番 鈴木委員)

3番の鈴木です。特に異議があるわけではないのですが、少し教えていただきたいと思います。2番の大泉道城場ですが、今回、市街化区域に編入する部分は赤く染まっている部分の、コの字型になっているところから外れている部分に何か建物があるような感じが地図と航空写真で見えますけれども、その部分を含めて、編入しないのかという素朴な疑問です。

(会長)

はい、いかがでしょうか。

(事務局)

はい、お答えいたします。この編入区域は、計画的な整備ということで、地区計画によって、整備がなされた区域ということでございますので、その形に沿って、編入区域を設定しております。

(3番 鈴木委員)

ありがとうございます。そういったところかと思いますが、ここだけ調整区域で残ってしまうのはどうかと思います。そもそも住宅が建っていたから地区計画に含めなかったと思いますけれども、市街化区域に含める際には、それを含めることは出来ないのでしょうか。

(会長)

はい、お願いします。

(事務局)

はい、お答えいたします。今回は市とそこまでは検討しておりませんでした。

(会長)

よろしいですか。

(3 番 鈴木委員)

はい。

(会長)

つまり、この家の同意がとれなかったという意味でしょうか。それともそれをしなかったということでしょうか。

(事務局)

はい。その議論について関係市もいらっしやっていますので、確認をさせていただきますてもよろしいでしょうか。

(3 番 鈴木委員)

はい、ありがとうございます。お願いします。

(会長)

では、他には特にございませんか。では、今確認しているようですので少々お待ちください

(事務局)

お時間がかかってしまい申し訳ございませんでした。

お答えいたします。周辺の土地につきましては、写真で見てお分かりのとおり、農地がございまして、周辺の農地との調整もあって、今回この区域設定としております。

(会長)

鈴木委員よろしいでしょうか。

(3 番 鈴木委員)

はい。

(会長)

はい、ありがとうございました。他に質問はございませんでしょうか。では、議案第 2043 号、2044 号に関しまして、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長)

はい、ありがとうございます。では、御異議無しと認め、議案第 2043、2044 号は、原案のとおり同意することに決定いたします。ありがとうございました。

では続きまして、議案第 2045 号に関しまして、事務局より説明願います。

(事務局)

議案書の御説明に入る前に、お手元にお配りしております「資料 3」及びスクリーンにより御説明いたします。「資料 3」を御覧ください。議案第 2045 号特殊建築物の敷地の位置について、御説明いたします。

スライドの 2 ページです。はじめに、建築基準法第 51 条について御説明いたします。建築基準法第 51 条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされております。繰り返し申しますと、都市計画区域内に特殊建築物の建築等を行う際は、その敷地の位置について都市計画決定しなければ建築等を行うことができません。ただし、都市計画審議会で敷地の位置について都市計画上の支障が無いと認められたものを特定行政庁が許可する場合は、この限りでは無いということになります。

なお、都市計画決定を行うか、或いはただし書きを運用するかでございますが、対象となる施設について、相当の公共性、恒久性が認められるものである場合、都市計画決定を行います。それ以外の民間の施設については、ただし書きに沿った運用を行っております。後ほど概要説明しますが、今回の審議案件は、民間の産廃処理施設であります。

スライドの 3 ページです。次に、建築基準法第 51 条本文中の、「その他政令で定める処理施設」について御説明いたします。「その他政令で定める処理施設」につきましても、同法施行令第 130 条の 2 の 2 で大きく分けて“一般廃棄物処理施設”と“産業廃棄物処理施設”の 2 つが示されております。“一般廃棄物処理施設”は「ごみ処理施設」のことをいい、“産業廃棄物処理施設”

は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」で規定されています。この中で、福島県都市計画審議会にお諮りする施設は“産業廃棄物処理施設”となっており、今回は、木くずの破碎施設で1日あたりの処理能力が5トンを超えるものに該当し、都市計画による位置の決定や特定行政庁の許可を不要としている建築基準法施行令第130条の2の3第1項第6号の「処理能力が当初許可の1.5倍以下」を超えることから、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となり、本審議会に付議しております。

スライドの4ページです。設置に必要な手続きについて御説明いたします。産廃処理施設を設置するためには、左に示すとおり、廃棄物処理法の設置許可のほか、右の建築基準法による敷地の位置に関する許可が必要となります。

なお、廃棄物処理法に基づく許可申請については、県の出先機関である相双地方振興局で最終の許可審査を行っており、本日、同意が得られれば建築基準法第51条ただし書き許可と同日で許可する予定となっております。

スライドの5ページです。次に、都市計画上の支障の有無の判断基準について御説明いたします。1つ目は、都市計画マスタープランなどの上位計画との整合として、市町村マスタープラン等との内容と著しく乖離しないこと。2つ目は、土地利用計画との整合として、市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置すること。地区計画等と整合していること。3つ目は、都市計画施設との整合として、道路や公園などの都市計画施設に支障を与えないこと。4つ目は、市街地開発事業との整合として、市街地開発事業（区画整理事業や市街地再開発事業）に整合していること。この4つの着目点により、当該許可における都市計画上の判断を行うこととなります。次の施設概要以降につきましては、県建築指導課より御説明いたします。

建築指導課の滑川と申します。よろしく御願いたします。6ページを御覧ください。それでは、当該施設の概要について御説明いたします。会社の概要です。会社名は双葉グリーン土木株式会社、本社の所在地は双葉郡浪江町となります。

次に、当該処理施設の概要です。所在地は南相馬市小高区下浦字三輪75外になります。敷地面積は約21,900㎡、建築面積は約3,350㎡、延べ面積は約3,300㎡となります。処理施設の別としては破碎施設で産業廃棄物の種類は木くずとなります。施設の稼働時間は土日・祝祭日を除く平日の8時から17時までで実働時間は1日あたり8時間です。

なお、当該施設は、既存施設であり、平成14年に建築基準法第51条の許可及び廃棄物処理法の許可を得て、操業している施設となります。

7ページを御覧ください。次に、導入する破碎施設について御説明いたしま

す。施設は、木くずの破砕施設です。当初の許可を経て設置されている既存施設の処理能力は、1日当たり28トンです。これを今回新たに1日当たりの処理能力が280トンの施設と入れ替えます。これにより、木くずの破砕施設で1日当たりの処理能力が5トンを超え、処理能力が当初許可の1.5倍以下を超えることとなります。

8ページを御覧ください。次に、敷地の位置について御説明いたします。敷地は、南相馬市の南部、小高区の南東に位置し、小高区役所から南に約6キロ、JR常磐線桃内駅から南北に約2キロの国道6号沿いになります。

9ページを御覧ください。次に、敷地の状況について御説明いたします。施設の敷地位置は、未線引き都市計画区域で、用途地域の指定はありません。当該施設へのアクセスとしては、国道6号から直接のアクセスとなります。

10ページを御覧ください。敷地の現状の写真になります。画面の左上は航空写真となっており、赤枠が敷地境界線となっております。敷地内には、既存の建物が9棟あり、既に木くずの破砕を行う産業廃棄物処理施設として業務を行っております。写真の①②③の緑のエリアにある破砕機を入れ替えるものです。

11ページを御覧ください。対象となる廃棄物の搬入及び搬出の流れについて御説明いたします。まず、施設の配置ですが、青部分が既存施設の管理事務所、トラックスケールです。廃棄物の搬入の流れは、敷地東側の国道6号から進入し、事務所西側のトラックスケールを経由します。その後、搬入してきた廃棄物の種類毎に敷地西側にある受入ヤードに廃棄物毎に搬入します。搬入した廃棄物は、図で示しております破砕機で破砕されます。破砕後は、木製チップとして売却します。以上で、双葉グリーン土木株式会社の施設概要の御説明を終了いたします。

スライドの12ページです。最後に、当該施設の、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可において、都市計画上の支障の有無について、御説明いたします。1つ目に、上位計画との整合についてですが、当該敷地における産業廃棄物処理施設の設置は、南相馬市都市計画マスタープランの内容との著しい乖離は無く、上位計画との整合は図られていると判断しました。2つ目に、土地利用計画との整合についてですが、当該地は非線引き都市計画区域内で用途地域が定められていない白地地域であります。また、地区計画等について、決定されているものはないことから、整合は図られていると判断しました。3つ目に、都市計画施設との整合についてですが、当該地周辺には、都市計画施設の計画はございません。4つ目に、市街地開発事業との整合についてですが、当該地周辺には、市街地開発事業の計画はございません。以上のことから、都市計画上の支障はないと考えております。資料の御説明は以上でございます。

ます。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。「議案第2045号 特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）」、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものでございます。名称は、双葉グリーン土木株式会社です。位置につきましては、福島県南相馬市小高区下浦字三輪75外、記載の地番でございます。面積は21,907㎡です。用途につきましては、産業廃棄物処理施設、建築面積3,351.38㎡、木くずの破碎施設は日当たり280トンでございます。備考欄につきましては、申請人の記載となっております。申請人、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地双葉グリーン土木株式会社代表取締役、室原泰仁でございます。当該施設は、現在、産業廃棄物処理施設として木くずの破碎処理を行っているところですが、既存施設（処理能力：28トン／日）に替えて新たな施設（処理能力：280トン／日）を導入することにより、施設の処理能力が当初許可の1.5倍を超えることから、建築基準法第51条ただし書きの許可を得ようとするものです。当該地の都市計画の制限につきましては、区域区分はございません。用途地域は無指定です。本議案につきましても御説明は以上でございます。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

只今の説明に関しまして御質問等ございませんか。はい。宮本委員お願いします。

（17番 宮本委員）

17番、宮本です。この施設については、これから10倍の処理能力を持つこととなりますが、この木くずは、主にどこから搬入されるのか。小高ですので、避難地域だった地域です。避難地域の復興事業はこれからも続くのだろーと思っておりますが、主にこの避難地域の廃棄物が持ち込まれるということになれば、やはり十分に除染されているとは言い切れないと思っておりますので、飛散の心配がないのかというところが住民にとって、不安になっているかと思っております。主にどういうところから搬入されるのか、飛散の心配がないのか確認したいというのが1点。

それから、木くずをチップにするのですよね。そうすると、どこで再利用されるのか。その関係で、チップですので、これをバイオマス発電で使うことになるのだろーと思っております。放射能との関係がやっぱり不安ですので、その点について、どのような説明を受けているのかお聞かせください。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

はい、お答えいたします。受ける地区は、帰還困難区域を除く相双地区から搬入いたします。搬入の際に、放射線量を測定しまして、一般的な廃棄物処理施設ですと8,000ベクレル以下で入れることができますが、当該施設につきましては、自社基準により測定結果が1,000ベクレル以下でないと受け入れないこととしております。

なお、破碎処理した後にも、幾分、放射線量が下がるということも見込まれますが、出荷基準も、同じく1,000ベクレルという自社基準を設けております。

販売先につきましては、いわきの遠野興産という施設になりますけれども、こちらでも受入れ時の自社基準を持っておりまして、100ベクレル以下のものしか使わないと聞いております。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい、横田委員お願いします。

(19番 横田委員)

19番、横田です。今までの都市計画審議会で、今回のような施設は相双地区でかなり審議してきたと思いますが、さらにまたここまで造るのか、大きくするのかと。先ほど宮本委員がおっしゃったように、この地区もですが、そもそもなぜこんなに多いのか教えていただきたいというのが一つ。次の審議もそうですが、国道6号沿いで、白地地域とは言っても、将来的にこの国道6号沿いにこういうものがどんどん建っていくのは、町としては本当に疑義がないのかというところを教えてください。

(会長)

はい、事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、お答えいたします。処理能力は10倍になりますが、特に搬入量が増えるというものではありません。この施設は平成14年に操業を開始して21年経ちますが、当初に入れた機械が老朽化したことによって新しい機械に

入れ替えるものですけれど、この入れ替える機械は、もともと当社で保有し、現場で使っていた破砕機をこちらの処理施設に持ってきて、引き続き使うということで、その処理能力が結果的に10倍になったということで、処分量の増加については、今ところはないと聞いております。

搬出交通量につきましては、今の処分量ですと、1日当たり大体大型トラック20台前後ということで、国道6号の交通量と比べますと、1%に満たない量であり、特に影響はないと考えております。

(19番 横田委員)

ということは、木くずがまだいっぱいあるということですか。

(事務局)

木くずは引き続き発生すると、想定されております。

(19番 横田委員)

まとめて出るようなタイミングがあつて、それで木くずは引き続きずっと出続けるという感じでしょうか。

(事務局)

今の発生元としては、土木工事や土地の造成工事に伴って発生する伐採木や枝になりますけれども、引き続き発生するものと想定されております。

(19番 横田委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(会長)

はい、他にいかがでしょうか。ございませんでしょうか。では、それでは議案第2045号につきましては、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。では、御異議無しと認め、議案第2045号は、原案のとおり同意することに決定させていただきます。

最後の議事の審議に入らせていただきます。議案第2046号について、事務

局より説明願います。

(8 番 川端委員 所用のため退席)

(事務局)

議案書の御説明に入る前に、お手元にお配りしております「資料 4」及びスクリーンにより御説明いたします。「資料 4」を御覧ください。議案第 2046 号特殊建築物の敷地の位置について、御説明いたします。

スライドの 2 ページです。こちらにつきましては、先ほどお諮りしました双葉グリーン土木株式会社と同様の内容となっておりますので、御説明を省略させていただきます。

スライドの 3 ページです。3 ページにつきましても、先ほどの議案と同様の内容については御説明を省略いたします。この中で、福島県都市計画審議会にお諮りする“産業廃棄物処理施設”については、今回、廃プラスチック類、木くず、がれき類が、それぞれ 1 日あたり 5 トンを超えることから、建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要となり、本審議会に付議しております。4、5 ページにつきましても先ほどの議案と内容が重複しますので、御説明を省略させていただきます。

6 ページを御覧ください。それでは、当該施設の概要について御説明いたします。会社の概要です。会社名は株式会社相双スマートエコカンパニー、本社の所在地は大熊町で施設と同じ場所になります。当該処理施設の概要です。所在地は双葉郡大熊町大字夫沢字長者原 123 番外 98 筆です。敷地面積が約 82,000 m<sup>2</sup>、建築面積と延床面積が約 16,000 m<sup>2</sup>となります。処理施設の別としましては破砕処理施設です。産業廃棄物の種類で当該許可の対象は、廃プラスチック類、木くず、がれき類となります。施設の稼働時間は日・祝祭日を除く平日の 6 時から 22 時までで実働時間は 1 日あたり 16 時間です。

なお、当該施設も既存施設として、放射線物質汚染対処特別措置法に基づく施設として令和 2 年から操業しております。

7 ページを御覧ください。次に、許可対象となる破砕施設について御説明いたします。施設は、廃プラスチック類、木くず、がれき類の破砕施設であり、1 日当たりの処理能力が廃プラスチック類は最大 710 トン、木くずは最大 821 トン、がれき類が最大 739 トンとなっております。この処理能力は変更ありませんが、これまで建築基準法及び廃棄物処理法の適用を受けない施設であったものが、特措法の区域外の廃棄物も受け入れるため、建築基準法と廃棄物処理法の適用を受けるものです。1 日当たりの処理能力がそれぞれ 5 トンを超えており、廃棄物処理法施行令第 7 条に規定する産業廃棄物処理

施設に該当するため、建築基準法第 51 条ただし書きの許可が必要となります。

8 ページを御覧ください。次に、敷地の位置について御説明いたします。敷地は、大熊町の北部に位置し、JR 常磐線大野駅から北東に約 3.0 キロ、大熊町役場から北東に約 6.5 キロで国道 6 号に近接しております。

9 ページを御覧ください。次に、敷地の状況について御説明いたします。施設の敷地位置は、非線引き都市計画区域で、用途地域の指定はありません。当該施設へのアクセスとしては、国道 6 号から町道東 1 号線を経由するものとなります。

10 ページを御覧ください。敷地の現況の写真になります。画面の左上は航空写真となっており、赤枠が敷地境界線となっております。敷地内には、既存の建物があり、この建物内で破碎処理を行っております。

11 ページを御覧ください。対象となる廃棄物の搬入及び搬出の流れについて御説明いたします。廃棄物の搬入の流れは、敷地北側に接する町道東 1 号線から進入し、管理棟前のトラックスケールを経由します。その後、搬入してきた廃棄物の種類毎に敷地中央にある破碎施設に搬入します。搬入した廃棄物は、破碎施設内にストックされ、各破碎機で破碎されます。なお、図面には「受入・線量低減棟」と記載しておりますが、これは、施設側が使用している名称で、実質は一般的な破碎処理を行う施設となります。破碎後は、製品となるものは各保管ヤードに保管された後、出荷されます。

12 ページを御覧ください。各破碎機が設置される破碎施設内となります。各破碎機の横にある廃棄物の保管場所から、ホイールローダーやフォーク付バックホーといった重機を使用して各破碎機に投入します。①②が廃プラ、木くずの破碎機になります。②の方が比較的大きい塊を処理する機械となっております、図面の上方から投入し、図面の下方に破碎されたものが、排出されます。①も同様です。③のがれき類破碎機については、図面左側より廃棄物を投入し、破碎後、図面下方より選別機で分別され、破碎材として保管ヤードへ排出されます。以上で、株式会社相双スマートエコカンパニーの施設概要の御説明を終了いたします。

スライドの 13 ページを御覧ください。最後に、当該施設の、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可における、都市計画上の支障の有無について、御説明いたします。1 つ目に、上位計画との整合についてですが、大熊町都市計画マスタープランに代わり審査した現行の復興整備計画において、当該施設を整備することが位置づけられていることから、上位計画との整合は図られていると判断しました。2 つ目に、土地利用計画との整合についてですが、当該地は非線引き都市計画区域内で用途地域が定められていない白地地域であ

ります。また、地区計画等について、決定されているものはないことから、整合は図られていると判断しました。3つ目に、都市計画施設との整合についてですが、当該地周辺には、都市計画施設の計画はございません。4つ目に、市街地開発事業との整合についてですが、当該地周辺には、市街地開発事業の計画はございません。以上のことから、都市計画上の支障はないと考えております。資料の御説明は以上でございます。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。「議案第2046号 特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）」、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について都市計画上の支障の有無を審議するものでございます。名称は、株式会社相双スマートエコカンパニーでございます。位置は、福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原123外98筆であり、記載の地番のとおりです。12ページまで記載がございます。面積につきましては、82,261.56㎡です。用途につきましては、産業廃棄物処理施設、建築面積は、15,777.64㎡です。ハンマー式破砕機で、廃プラスチックは日当たり334トン、木くずは日当たり226トン、2軸破砕機で、廃プラスチック類は日当たり376トン、木くずは日当たり595トン、がれき類の破砕施設は、日当たり739トンでございます。備考につきましては、申請人を記載しております。福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原123番、株式会社相双スマートエコカンパニー代表取締役 奥西和則でございます。

議案書12ページを御覧ください。当該施設は、現在、特定廃棄物の処理を行っているところでありますが、新たに産業廃棄物を受け入れ、産業廃棄物処理施設として、廃プラスチック類、木くず、がれき類の破砕処理を行うにあたり、それぞれ1日あたりの処理能力が5トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書きの許可を得ようとするものです。当該地の都市計画制限につきましては、区域区分はございません。用途地域は無指定です。本議案につきましての御説明は以上でございます。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

只今の説明に関しまして御質問、御意見等ございますでしょうか。はい、宮本委員お願いします。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。この施設が立地する場所、区域、これは避難指示区域でいうと、帰還困難区域にあたりますかというのが1点。

それから、現在、特定廃棄物の処理を行っているという説明ですが、特定廃棄物の処理というのは、具体的に、どこからどういうものが運ばれて現在処理されているのかということを確認したいと思います。

それから、線量低減施設という表現を使った施設があり、破砕処理をしたからといって、理屈上は線量が低減するとは考えられないが、なぜこのような表現の仕方をするのか、大変素朴な疑問を持ちました。本当にどうなのかという辺りをお聞かせいただきたい。

そして、今回、避難区域外からも廃棄物を持ち込むことになるので、議案として出てきたという説明がありました。これからここで処理されるかなりの部分は、帰還困難区域の解体除染に伴う廃棄物が相当出てくるということが想定されます。それとの関係でここに相当線量の高いものがやっぱり持ち込まれてくるのではないかと私は想定をしておりますが、この施設の中で十分対応が可能なのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

(会長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

はい。お答えいたします。まず初めに、当該地域が帰還困難区域かとの御質問ですが、この敷地に限っては帰還困難区域が解除されておまして、この敷地の周辺につきましては、帰還困難区域のままとなっております。

次に、特定廃棄物についてですが、現在この搬入元となる市町村につきましては、特措法で定めております汚染廃棄物対策地域となっている大熊町、双葉町、富岡町、浪江町の解体に伴って発生した廃棄物で、8,000ベクレル以下のものを受け入れている施設となっております。

また、線量低減棟につきましては、こちらは破砕処理する施設となっておりますが、こちらに持ち込まれるものは、主に不燃物でありまして、放射性物質につきましては、主に表面に付いていますが、破砕によって、表面が剥がれ、放射性物質は粉塵側に集約されます。その粉塵につきましては、別に回収して、環境省の施設に搬出します。残った破砕されたものをリサイクルに回すことになっております。今度、新たに産業廃棄物を搬入するようになりますが、特定廃棄物の処理についても継続し、一般的な産業廃棄物の処理と分けて行います。例えば期間で、月毎に分けて処理を行って、同時には処理しないよう計画しております。切替えの際は、1度、破砕機を空にして、線量が高い場合は、洗浄した上で使用すると聞いております。処分量につきましては、増加するとは聞いておりません。

(会長)

はい、宮本委員お願いします。

(17番 宮本委員)

はい、ありがとうございます。先ほどの小高の施設の場合は、基本的に再利用は1,000ベクレルという基準を設けているということでした。この大熊町でこれまでも特定廃棄物で、線量が高いものがあつたと思います。やはりこれを再利用することになっているだろうと思いますが、この施設は廃棄する際の再利用の基準をどのように考えているのか。どのように測定を行っているのか確認されていますでしょうか。

(会長)

はい。事務局お願いします。

(事務局)

はい、お答えいたします。まず、基準につきましては、こちらも線量測定をしております、0.23マイクロシーベルトで管理すると伺っております。

測定方法につきましては、施設に入る際と出る際、両方で線量を測定しております。

(17番 宮本委員)

表面の線量で0.23というのは、どの高さで0.23としていますか。指定廃棄物の基準はベクレルで規定しております。0.23っていうのは大体何千ベクレルに相当するのか分かりません。

本当に指定廃棄物にならないのかどうか。曖昧な形で運び出されてしまうことが懸念されますが、その点は大丈夫でしょうか。

(事務局)

はい。8,000ベクレル以下を確認するため、線量を測定しております。0.23の計測の高さについては、詳しくは把握しておりません。

(17番 宮本委員)

8,000ベクレルの指定廃棄物を決めた環境省の基準そのものは、実は、放射性廃棄物を扱う施設から運び出される基準が、原発事故前で200ベクレルだったと思います。それが、この事故の後に8,000ベクレルに一気に変わっ

てしまいました。ですから、0.23 で測定しますと、本当に大丈夫なのか疑問に  
思いますし、不安が払拭出来ないのではないかと思います。施設に  
ついては、かなり規模も大きいので、出る量も大量ですよね。ですので、施設  
は、やはりベクレルでしっかり計測して安全性を確認する。小高のほうも  
1,000 ベクレルでいいかどうかはありますけれども、自主基準の 1,000 ベクレ  
ルと指定廃棄物にならない 8,000 ベクレルとの間には 8 倍の差が出てきます。  
だから、本当に再利用して大丈夫なのかという確認は、しっかりやっていただ  
かないといけないので、そのような注文をつけておきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ございませんか。

それでは、他に御意見ないようですので、議案第 2046 号に関しまして、御  
異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長)

はい、ありがとうございます。御異議無しと認め、議案第 2046 号は、原案  
のとおり同意することに決定いたします。本日の審議事項は、以上です。終始  
慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。

(司会)

熱心な御審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第 193 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。  
本日はありがとうございました。

(開催時間 125 分)

以上のとおり相違ないことを証します。

7 番 山口 栄子

---

17 番 宮本 しづえ

---